

國學院大學學術情報リポジトリ

佳作論文 神宮の子良の童女における装束の変遷：
遷宮の記録を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 杉山, 武史, Sugiyama, Takeshi メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000187

神宮の子良の童女における装束の変遷

— 遷宮の記録を中心に —

杉山 武史

一・はじめに

伊勢神宮の式年遷宮は、室町期に百年以上に渡る中断があったが、持統天皇四年（六九〇）の第一回より千三百年以上の歴史があり、その伝統は今も脈々と受け継がれている。

式年遷宮における諸祭儀において特徴的であるのが、「物忌」と呼ばれる童女・童男による神事の奉仕である。小学生ぐらいの子どもが神宮の祭祀に携わる姿は、とても可愛らしく清らかな印象がある。

子どもの装束は、「相・袴」（童女）、「半尻・袴」（童男）である。この装束により古くから神事に奉仕してきたと思われるかも知れない。

筆者は、近年行われた式年遷宮における物忌の子どもの装束である「相」・「半尻」、勅使と神職の装束である「束帯」・「衣冠」が共に平安期より着装されていた衣服であることから、神宮にて用いられた年代も一緒であろうと思われる。

筆者が見る限り、神宮祠官全体の装束に関する研究は、鈴木正子氏の研究のみである。

同氏によれば、平安中期以降に、『延暦儀式帳』²（延暦二十三

年・八〇四)に記されている「明衣(キヨギヌ)」より、大物忌の神事服は童女の常着である「相」へと変遷したのであらうと、川原松聲編『神都年表』文治五年(一一八九)条に「相・唐衣」が記されている事を根拠に述べている。

更に、同氏は荒木田忠伸著『皇太神宮年中行事』(建久三年・一一九二)と、一条兼香の下命により両宮にて著された史料の総称である『元文年中行事』(元文四年・一七三九)とを比較し、物忌の童女の装束について前者には全く記されておらず、後者と対比が困難であり、時代的推移についても不明であるとして、鎌倉期から江戸前期における見解を述べている。

しかし、『皇太神宮年中行事』から『元文年中行事』の間に於いて、装束の詳細が不明とされている年代にも、物忌の童女における装束に関する記述を見る事ができる史料がある事を指摘できるのである。

改めて、検証を行うと物忌の童女の装束が「相・袴」に至るまで、「相」は他の衣服との組み合わせを経ていた事が分かる。本稿では焦点が十分に当てられていない、中世の神宮における物忌の童女(以降、物忌の童女を「子良」と記す)が着装していたであろう装束の内容について、『神宮遷宮記』の中世における記録を中心に考察し、いささかながら明らかにしたい。

二・延暦期の明衣・押比

『延暦儀式帳』に記されている子良の装束の詳細は、神宮に関する事項が記された史料において、最古の構成の記録である。後代における子良の装束と比較する為の基本とすべく、装束の構成について確認を行いたい。

『延暦儀式帳』には、内宮と外宮の子良に関する装束について、それぞれ次のように記されている。

一、『皇太神宮儀式帳』「新宮遷奉御装束用物事」条

給^三禰宜内人等^一明衣六十五具

生^三施男衣三^二領、袴三^二腰。

一具給^三禰宜、一具給^三宇治大内人、一具給^三宮守物忌子。

生^三施女衣二^二領、裙二^二腰。

一具給^三地祭物忌子。

二、『止由気宮儀式帳』「新造宮御装束用物事」条

禰宜一人、大物忌一人給^三生^三施明衣二具。

男衣一領 袴一腰
女衣一両 裳一腰

※それぞれ、『神道大系 神宮編一』(神道大系編纂会編・昭和五十四年)による。

これらの史料により、明衣（キヨギヌ）と呼ばれる装束が存在しており、その構成は「女衣」と「裙」（内宮）、または「裳」（外宮）の組み合わせである事が分かるが、詳細は不明である。しかし、『止由気宮儀式帳』の同項には、境内別宮である高宮（多賀宮）の遷宮における奉仕者の装束として、

高宮坐神遷奉時、物忌一人、父一人、給_二白布明衣_一二領_一。

男衣一領、袴一腰。
女衣一両、裳一腰。

（『神道大系 神宮編一』）

と記されている。

「白布明衣」の記述より、外宮別宮の明衣は白であり、外宮の明衣も白を基調とした色彩であった可能性がある。

なお、『延喜大神宮式』（延喜五年・九〇五）「遷宮禰宜内人等装束」条に、「明衣五具、^{男三具}女二具^③」と記されている。『皇太神宮儀式帳』「新宮遷奉御装束用物事」条には、禰宜・宇治大内人・宮守物忌子の分として男子三名、大物忌子・地祭物忌子の分として女子二名、合計五名とあり人数が一致する事、装束の名称が「明衣」である事より、『延喜大神宮式』に記された装

束は延暦期の「明衣」と同一であろうと思われる。

したがって、『延喜式』が編纂された頃までは、子良の装束は『延暦儀式帳』の時代と大差は無かったと考えられる。

更に、外宮では明衣の上に着装していた装束として、『止由気宮儀式帳』「大物忌、无位神主岡成女」条に、

着_二明衣_一木綿手次前垂懸_④、天押比蒙_⑤、

（『神道大系 神宮編一』）

と記されており、子良は、明衣の上から押比（オスヒ）を被っていたと理解できる。

では、延暦期の「明衣」、「押比」は、どのような装束であったのだろうか、それぞれ検証を行いたい。

（一）明衣（キヨギヌ）

延暦期において「明衣（キヨギヌ）」は、『皇太神宮儀式帳』「新宮遷奉御装束用物事」条より、禰宜・宇治大内人・宮守の物忌（童男）、大物忌の子良、地祭の子良に、『止由気宮儀式帳』「新造宮御装束用物事」条より、禰宜・大物忌の子良に給付されていたことが記されている。この中で、両宮の禰宜、内

宮の宇治大内人、内宮の宮守の物忌は男子であり、両宮の大物忌の子良、内宮の地祭の子良は女子である。明衣は、男子・女子共に着装をしていた装束である事が分かる。

延暦期の「明衣」は、中川経雅著『太神宮儀式解』によれば、「延暦の比いふ明衣は、今世の缺腋袍と袴とを生絹或布にて造るべし。」と説明されている。中川経雅の見解には、男女間で明衣の詳細に違いがあった旨の記述はない。

川出清彦氏は、この中川経雅の見解を踏まえ、実際の「明衣」の形状は不明であると述べつつも、『儀式』（貞観年間・八五九〜八七七）「踐祚大嘗祭儀」に記されている御巫猿女の装束構成を例に出し、子良の明衣は御巫猿女の装束と近似していたであろうと述べている。⁵⁾

御巫猿女の装束について、『儀式』「踐祚大嘗祭儀」には次のように記されている。

各緑袍一領、緑表・吊裡 別三丈綿二屯、両面帯一條、長一丈九寸 尺一汗衫一領、三緑裙一腰、緑表・吊裡 別三丈裙腰料縹帛一條、五尺綿二屯、下裙一腰、裙三丈 腰一丈五尺袴一腰、三綿一屯、縹帶一條、長六尺 廣四寸細布髮髻一條、長二丈 尺緋帔一條、別一丈五尺細布衫一領、長三線鞋一兩、尺

（『神道大系 朝儀祭祀編一』・神道大系編纂会編・昭和十五年）

この記述より、御巫猿女の装束には「緑袍」が含まれている事が確認出来る。

子良の「明衣」における構成の詳細について、『延暦儀式帳』には「女衣」、「裙」（内宮）、「裳」（外宮）と記されている。

「女衣」について、『延暦儀式帳』からは、その詳細は分からないが、その名称より性別によって着装する衣に違いがあるものであろうと思われる。

『儀式』「踐祚大嘗祭儀」に記されている御巫猿女の装束に「汗衫」と呼ばれる衣がある。

「汗衫」は、元来汗取りの衣であったが、松岡行義著『汗衫考』に、「西宮記、天徳歌合ぞはじめなりける」と記され。十世紀半ば頃に殿上の童女の晴装束としての上衣に変遷した事が分かる。

したがって、当該時期では「汗衫」は下衣であるが、男女別で用いられた衣服であったと思われる事より、明衣の「女衣」は「汗衫」と類似がある装束だったのかもしれない。

次に、『延暦儀式帳』に記された、「裳」、「裙」であるが、

『有識故実大辞典』によれば、腰に巻き付けて下半身を覆う物であると説明されている。⁷⁾

また同資料は、童女の裳の着装例として、『儀式』「踐祚大嘗祭儀」における造酒童女⁸⁾を挙げている。造酒童女の装束の料として、「赤裳一腰・支子染下裳一腰・赤薄機引下裳一腰」が用いられたと説明している。⁹⁾

他にも、童女が裳を着装していた例として、『延喜四時祭式下』「鎮魂」条の座摩御巫が挙げられる。座摩御巫は、「表裙・下裙」と呼ばれる裳の一種を着装していた。¹⁰⁾

これらの例から、『儀式』、『延喜式』の年代である平安前期・中期では、成人女性ではなくとも、奉仕者としての身分を示す為に「裳」を着装する事が可能であったと思われる。

以上のことから、当該時期の子良が着装していた明衣は、「汗衫（下衣として）」、「裳または裙」を中心に構成され、更に「袍」を着装していたと考えられる。

なお、『儀式』より後の年代における、御巫猿女が着装していた装束であるが、詳細な記録は見当たらなかった。

(二) 押比（オスヒ）

次に、『止由気宮儀式帳』「大物忌、无位神主岡成女」条に記

されている、押比（オスヒ）について検証したい。

本居宣長著『古事記伝 十一巻』には、『古事記』「神代巻」の八千矛神（大国主）が沼河比売に向かつて詠んだ歌謡に出てくる「襲衣（オスヒ）」について説明がなされ、更に変遷が記されている。

さて其狀は、…中略…、後世の婦人の被衣などの如く、頭より被て、衣の上を掩ひ、下は欄まで垂ると見ゆ、【…中略…】さて其は、上代に、男女共に、人に誰と知れじと、面貌を隠す料の服と見えたり、【…中略…】然るを奈良の頃などになりては、男の着ることは既く絶て、女の古の禮服の如くなりて、神を祭るときなどにのみ、着けるなるべし、…省略…

（『本居宣長全集 第九巻』・大野晋編・筑摩書房・昭和四十三年・四七四頁）

襲衣は衣の上に着用していた衣服であり、面貌を覆い隠すために用いられていたものであるが、奈良期には女性の礼服のように扱われ、神祭りに用いられていたと述べている。

しかし、実際のオスヒの形状について、研究者の間では複数

の意見が存在している。

例えば、増田美子氏は、『古事記』によれば、「襲」は男性オスヒも外出時に掛けている事を踏まえて、考古学関係者が「襲」と解釈している、肩から斜めに袈裟状に布を掛けた埴輪像は埴輪女性像のみであり、埴輪男子像には斜めに布を装った姿は見られないと述べ、埴輪女子像の肩から掛けた袈裟状の布については「襲」でないと否定している。¹¹⁾

森田梯氏によれば、「襲」は考古学界において埴輪女子像に見られる袈裟状衣が該当するとの説が有力視されている点を前置きした上で、その用途について、結婚衣装・神祭関連だけではなく、『古事記』『景行記』に記されている、倭建命と美夜受比売の伝承に見られるように、給仕をする女子の衣具であったことの可能性を、『止由気宮儀式帳』『大物忌無位神主岡成女』条を例に挙げ述べている。そして、供献に当たる者が面貌を隠す事に疑問を示し、袈裟状の衣であったと見解を示している。¹²⁾これらのように、「オスヒ」の形状については見解が分かれている状況であり、結論が出ていないと言えるであろう。

増田氏、森田氏が検証材料として取り上げている、埴輪女子像が掛けている「襲」と、子良が実際に着装していた、「押比」は名称こそ同一であるが、形状は異なると考えられる。

『止由気宮儀式帳』『大物忌、无位神主岡成女』条に、「天押比蒙」¹³⁾と記されている。この「蒙」の表記に注目したい。

「蒙」は動詞「かうぶる」である。『古語大辞典』（中村幸彦岡見正雄 阪倉篤善編・昭和五十七年）によれば、「頭に載せたり、頭から下の全身を覆ったりする。」とある。押比を頭から被る姿を表現すべく、『止由気宮儀式帳』では、「蒙」と記したのではないだろうか。

かつては肩から掛ける形状であろう「襲」は、頭からかぶる形状に変遷したのであろう。いずれにしても、子良の押比は『古事記伝』に記されているもののように、頭から被る形状であったと考えられる。

鈴木正子氏は、孫副弘孚著『皇大神宮年中行事當時勤行次第私註』（明治二十四年・一八九二）の頭註に、江戸期の内宮の子良は「白練ノ衣」を着装していた事が記されている点について、淤須比キヨスヒの遺制であると思われると述べているが、その後の子良の押比については明らかではない。

子良の装束においても、延暦期の子良の明衣キヨギを基に、『延喜式』の年代以降において装束が変遷していったと考えられるが、最終的に現代の「裃・袴」に至ることになったのかを検討してみたい。

三・『建久元年内宮遷宮記』に見られる 子良の装束について

前節では、『延暦儀式帳』に記された明衣キヨギヌを子良たちは着装して奉仕を行っていた事について論じた。

『延暦儀式帳』に記された「明衣」と思われる装束は『延喜式』が記された年代ごろでは着装が確認出来たが、それ以降においての子良の神事における装束について、管見では平安末期の『建久元年内宮遷宮記』（文治三年記）（著者不詳、以降同史料を『建久遷宮記』と記す）まで、詳細が記されている史料は見当たらない。『延喜式』の年代からの約二百年間における、子良の装束の着装例は推測に頼らざるを得ない。¹⁵⁾

『建久遷宮記』 文治五年（一一八九）八月二十三日条に、遷宮に携わる子良たちの装束として、

大物忌子料、掛紅褱長裳唐衣等、自餘料、柏白生裳、宮守子料、狩衣褱、

（『神宮遷宮記』 卷一・昭和五年・六頁）

と記されている。

『延暦儀式帳』における子良の「明衣」として着装されていた、「女衣」や「裙・裳」は、『延喜式』の年代以降に、「桂」や「裳・袴」¹⁶⁾に変遷したことは注目される。

なお、この八月二十三日条の内容については、川原松聲氏によつて大正九年（一九二〇）に著された『神都年表』に神宮の記録の一例として引用されている。それによれば、

（遷宮記）○八月造宮所子良大物忌子料柏唐衣裳紅袴自余柏白生裳宮守物忌子料狩衣袴母良料生衣黄裳等及懸帶扇等皆具ヲ宮廳ニ贈ル

（川原松聲『神都年表』・大正九年）

と記されている。

この『神都年表』の記録を基に、鈴木正子氏は子良の装束について、平安期の童女の日常服である、「相」へと変遷していったのであろうと述べている。¹⁷⁾

しかし、子どもの「相」の形状は、江馬務氏が「桂と同一の小型のもの」¹⁸⁾と述べているように、子ども用の「相」は、小さく詠えた桂の事であると思われる。

『有識故実大辞典』によれば、「桂」は装束の下着の総称であるという。『延暦儀式帳』に記されている「女衣」が、『儀式』に記されている御巫猿女の装束の構成の一つである下衣の「汗衫」と同類であった場合、「女衣」はその変遷上において、「桂」と同類の衣服であったと言える。¹⁹⁾

ところで『建久遷宮記』には子良の装束として、三種類の装束が記されている。

- 一、大物忌の子良（童女）「掛紅裱^長裳唐衣等」
- 二、自餘の子良（童女）「柏白生裳」
- 三、宮守の子良（童男）「狩衣裱」

まず、大物忌の子良の「裱」、「裳」について検証してみた。

『建久遷宮記』において、大物忌の子良と、宮守の子良の皆具に「裱」と記されている衣服であるが、「裱」そのものの漢字の意味は、『大漢和辞典 卷十』（諸橋轍次編・大修館書店・昭和六十年）によれば「領巾」である。

しかし、『建久遷宮記』に記されている「裱」について、『神都年表』では「袴」と記している。更に、『建久遷宮記』では

宮守物忌（童男）の装束として、「狩衣裱」と記しており、狩衣の皆具であることを踏まえると、『建久遷宮記』に「裱」と記されている衣服は「袴」であろう。

当該史料に記されている「紅裱^長」とは、色を示す「紅」に、分註で長さを示している「長」とあることから、「紅色の長袴」であると考えられる。

「長袴」について江馬務氏は、足を見せない為に発達した物であり、年代を経ることに袴の形は切袴から延長していったものであると述べているが、神事に奉仕する子良が長袴を着けていたのは、「裳」との組み合わせにある事が関係していると考えられる。

「裳」であるが、その形状は平安末期には、引裳となっているから、『延暦儀式帳』に記されていた「明衣」としての「裙・裳」は、平安末期には「紅色の長袴」や「引裳」に変遷し、鎌倉期以降も受け継がれていたと考えられる。

以上の検証より、平安末期における大物忌の子良の装束は「桂・紅色の長袴・引裳・唐衣」であると考えられる。この皆具は、女房装束との関わりが考えられる。その模様などの詳細は不明であるが、大物忌の子良は奉仕者としての立場を示す為に、女房装束を着装していたと思われる。

次に、自餘の子良が着装していた、「粕白生裳」であるが、自餘の子良の装束同様に「相」と「裳」が主体となり構成されていたと思われる装束が、『神祇官年中行事』（著者不明・鎌倉時代）「注進 褰帳女王用途事」条に記されている。それによれば、

一 雑仕二人装束一色。

相單重二領 料糸二疋

帷一 料薄布

裳一 料絹一疋

扇二本。

（『群書類従・第六輯 律令部公事部』・続群書類従完成会 昭和五十五年・六二三頁）

とある。この構成で注目したいのは「裳」の大きさである。

同史料の同条に、下仕の女官が着装していた「裳」の材料について記述があり、絹三疋とある。²²ところが、雑仕の女官における裳の材料は絹一疋であり、材料が三分の一となっている。すなわち、雑仕の「裳」は、その他の女官の裳と比べて、とても小さく詭えていたと思われる。

更に、雑仕の装束構成には袴の記述が無いことから、袴の役目も担っていたと推測される。

引腰の裳より相当小さく、なおかつ袴の要素がある装束を検討してみると、「裳袴」が用いられていた可能性が考えられる。

「裳袴」は、平安期においては身分の低い者の装束であったが、奥野高廣氏によれば戦国時代には上流社会でも着装がなされていた衣服であると述べている。²³

『建久遷宮記』が記された平安末期に至るまでに、「裳袴」は神事に用いる事が可能になっていたと思われる。したがって、自餘の子良の装束は「裳袴」であった可能性が考えられるが、この装束が用いられた始めた年代は不明である。

なお、『延暦儀式帳』に記されていた、外宮の子良が着装していた押比^{オスヒ}について、『建久遷宮記』においては、押比が変遷したであろうと思われる装束に関する記述の発見には至らなかった。

以上により、『延暦儀式帳』では子良が「明衣」として着装していた「女衣」や「裙・裳」は、平安末期には、「女房装束」と思われる衣服としての裳・唐衣、「裳袴」の二種類の装束に分かれていたと考えられる。

四・『元享三年内宮遷宮記』に見られる

子良の装束について

鎌倉期最後の遷宮における記録を記した『元享三年内宮遷宮記(假字本)』(著者不明、元享三年は一三三三年。以降、同史料を『元享遷宮記』と記す)には、

一大ぬこかふん、あこめ、からきぬ、…註省略…くれないのついたてはかま、あふき、うらなし、(一三七頁)

一中おいこ、小おいこ、大つく、中つく、…註省略…しろき裳、ひとゑのあこめ、かけをひ、あふき、うらなし(一三八頁)

※『神宮遷宮記』卷三・昭和七年による。引用元頁を各項の最後尾に記し、仮字表記は必要に応じて改めた。

と記され、子良は「相・唐衣・袴」、または「裳・相・懸帯」を着装していた事が窺える。

「大ぬこ」や「中おいこ」とは、臨時の子良のことであり、大物忌や、地祭の子良では無いが、『元享遷宮記』は子良の装束の着装例として扱う事が可能であると考えられる。

平安末期と鎌倉末期の装束の変遷を検証する為に、『建久遷宮記』に記されている大物忌の子良の装束「桂・紅色の長袴・裳・唐衣」と、『元享遷宮記』に記されている「相・唐衣・袴」を比較すると、「袴」については形状が不明であるが、元享の頃においても着装していたこと、「裳」については建久の頃では「唐衣」と組み合わせられていたが、元享の頃までに「裳」の着装は廃れ、「唐衣」のみ残ったことなどが窺える。

その「唐衣」については、女房装束の皆具の一つとされているが、室町期の宮中における采女装束の「禪」の存在に着目してみたい。

江馬務氏は、室町中期の采女装束の⁽²⁵⁾皆具についてを、「掛衣、絵衣、単衣、打袴」であるとし、「掛衣」に「飛蝶」の胡粉絵が描かれていたと述べている。⁽²⁶⁾これは、摺絵の一種であるが、川出清彦氏はこの摺衣を室町期には「チハヤ」と呼ぶと述べ、唐衣とも称すると説明している。⁽²⁷⁾

したがって、『元享遷宮記』に記述されている「唐衣」は、裳の着装が廃れた事より、平安期に女房装束の皆具として着装

されていた唐衣、あるいは『建久遷宮記』が記された当時の子良が着装していた唐衣とは異なる種類である可能性がある。

『元享遷宮記』に記された二種類の子良における装束のうち、「大るこ」の方は「裃、唐衣、袴」である。采女装束は「掛衣、絵衣、単衣、打袴」であり、子良の「裃」・「唐衣」・「袴」は、それぞれ采女との「単衣」・「掛衣ならびに絵衣」・「打袴」として類似性が指摘できる。子良の一部は采女装束に見られる「掛衣ならびに絵衣」のような「裃」を、「唐衣」として着装していたのかもしれない。

もう一方の「中おいこ」以下の子良における装束の構成は、「裳、裃、懸帯」である。この構成は、『建久遷宮記』に記されている「柏白生裳」と比較した場合、「裃・裳」の構成より同一の装束であると思われる、『建久遷宮記』と同様に「裳袴」姿として引き続き着装されていたと思われる。

更に「懸帯」を着けていた事が確認できる。

「懸帯」は、樋崎久美子氏によれば、平安時代から鎌倉時代にかけて、神仏の教えや加護を受けるために、齋戒中である事を示す為に着用したと述べている。²⁸⁾ 子良は神事奉仕者として、齋戒が求められる立場であるから、その清浄さを示すべく懸帯を着装していたのであろう。

以上の検証より、鎌倉末期における子良の装束は、「裳（ただし、鎌倉末期には廃れていた）」と「唐衣」を組み合わせた装束と、「裳袴」姿の二種類が童女の装束として存在していたと言えよう。

五・むすび

ここで、その後の子良の装束について触れておきたい。

室町中期に応仁の乱（応仁元年・一四六七）が発生し、国内情勢は大きく乱れた。

『内宮子良館日記』明応六年十二月二十三日・明応七年正月十八日の記録として、

一 明應六年¹⁷十二月廿三日太子良下給フ、仍翌年正月十八

日二子良放スル…中略…アコメ一、帷一、帯一スチ、櫛・

鏡料足三百文^{以上}、

（『二宮叢典 前編』増補大神宮叢書二十・平成二十五年・九四五頁）

とある。

『内宮子良館日記』には、『元享遷宮記』の記述に見られる、「裳」「唐衣」は記述されていない。明応期には既に廃れていたであろうと思われる、同年代の子良の装束は「裃」を中心とした構成であった事が窺える。

明応期の子良の「裃」は、『建久遷宮記』や『元享遷宮記』に見られる唐衣と組み合わせられ下衣として着装されていた桂の形の装束が、明応期までには上衣として着装されたと思われる。

神宮における応仁の乱の影響は甚大であった。その最たるものとして、長期間に渡る遷宮の中断が挙げられよう。²⁹ 中断期間中には内宮では仮殿への遷宮が明応期に斎行されたが、神宮の経済状況は非常に疲弊していた事が窺える。³⁰

このような状況から子良の装束は、『元享遷宮記』に見られる唐衣などを省き、より縫製段階において材料が節約できると思われる、「裃」を中心とした装束へ変化したと思われる。³¹

『内宮子良館日記』に記されている明応期においては、「袴」の着装に関しての記述がされていない。しかし、『元享遷宮記』までは「袴」の着装が確認出来る事、更に明応期より後代の遷宮の記録である、『寛永外宮正遷宮子良館記』（寛永六年・一六二九）寛永六年十月三日条に、

一練相括袴 子良装束料

（『神宮遷宮記』巻四・昭和七年・七〇六頁）

と記され、「袴」が着装されていた事が確認出来る事により、明応期においても「袴」は着装されていたと推測される。

江戸期には子良の装束について、更に細かい皆具が記されている史料が存在している。

例えば、松本智彦編『宝永六年外宮遷宮記』（享保八年・一七二三。宝永六年は、一七〇九）には、

大物忌ノ子 著清冠・柏餅
袴持二櫛扇一

（『神宮遷宮記』巻六・平成七年・六十四頁）

と記され、裃以外の皆具が『神宮遷宮記』において初めて記されている。

一方で、内宮の遷宮における、子良が着装していた装束の記録も存在している。『嘉永二年内宮遷宮諸行事』（編者、成立年不詳。嘉永二年は、一八四九）には、

大物忌子良 衿、木綿
髪、機

『神宮遷宮記』巻六・七五六頁

と記されている。現代の式年遷宮に用いられている、物忌の童女における装束の皆具と同様であると考えられ、子良の装束は江戸期に大成したと考えられる。

寛文十一年（一六七一）五月一日に江戸幕府によって発布された、神宮における位階装束に関する法度六箇条に、

一 有位無位之輩之装束、彌守「古法」、不「可」用「新儀」事、
（『徳川禁令考 前集第五』・法制史学会編 石井良助校訂・
創文社・昭和三十四年・三頁）

と記されており、神宮では諸員の装束の変更を行う事が不可能になった事が分かる。³²⁾

法度発布時点で着装していた「相」が子良の装束として固定化され、外宮の子良における装束の記録に見られるように、清冠などの皆具が定まり、明治四年七月の神宮御改正まで用いられたのだらう。

子良の装束は変遷において、それぞれの時代における衣服の

要素を巧みに取り入れていたと考えられる。

『延暦儀式帳』に記されている、古代の子良の装束である「明衣」が基本となり、平安末期の頃では『建久遷宮記』に記されているように、子良の装束は「桂・紅色の長袴・引裳・唐衣」の構成によるものと、「裳袴」姿に変遷した。『建久遷宮記』の年代では、女房装束の「唐衣」が取り入れられていたと思われる。

鎌倉末期の頃までに「引裳」は廃れたと考えられるが、『元享遷宮記』に記されている子良の装束は、「相・褌と推測される唐衣・袴」の構成によるものと、「裳袴」姿であると考えられる。采女装束に見られるような、「褌」を唐衣として取り入れられていたと思われる。

室町期に入り、応仁の乱を経た明応期の頃においては「唐衣」の着装は確認出来ないが、それまで下衣であった「相」が上衣として子良が着装していた事が『内宮子良館日記』にて確認出来る。

江戸期に入り、『寛永外宮正遷宮子良館記』より、子良の装束は「相・袴」であることが確認出来る。

一連の変遷において、極端に他の装束に変化する事は無く、『延暦儀式帳』に記された「明衣」^{キヨギヌ}の要素は保持していたと思

われる。

例えば、『延暦儀式帳』に記されている、子良の装束である「明衣」の「女衣」は、平安末期の『建久遷宮記』に記されているように、「桂」や小さく詠えられた桂の形をした衣である「裵」に繋がり、これらの衣が『延暦儀式帳』に記されている、子良の「明衣」の「裳」が変遷したであろう「引裳」や「袴」と組み合わせられ、後代の装束として子良が着装していたと考えられる。

したがって、『延暦儀式帳』に記された子良の「明衣」が基軸となり、明治四年（一八七一）七月の神宮御改正において職掌としての子良が廃止になるまで着装され続け、そして、現代の式年遷宮における物忌の童女の装束として繋がっているのではないだろうか。

今回の検証においては、『建久遷宮記』に記された大物忌の子良の装束のみ、神事服としての要素が見受けられなかった。

『延暦儀式帳』では外宮の大物忌の子良が「押比」を被り、『元亨遷宮記』では大いこは采女装束に見られるような「裵」を着装していた可能性が窺えた。これらの「押比」、「裵」の関連性は不明であるが、神事服としての要素として繋がりがあると仮定した場合、両史料の中間で記された『建久遷宮記』にお

いても、神事服の要素が含まれる装束を更に着装していた可能性が指摘できるのではないだろうか。更に服飾史、神宮史、有職故実などの視点を加え、多角的に検証する必要性がある。今後の課題としたい。

註

- (1) 鈴木正子「神宮年中行事にみる神官装束」(『神道学』第一四四号・神道学会編・平成二年)
- (2) 『皇太神宮儀式帳』、『止由気宮儀式帳』は延暦二十三年に神宮側より神祇官に提出された解文である。神宮に関する史料では最古であり、両儀式帳を合わせて『延暦儀式帳』とも呼ぶ。
- (3) 『神道大系 古典編十一』・神道大系編纂会編・平成三年
- (4) 中川経雅『太神宮儀式解』(『太神宮叢書 第二』・昭和十年・二六二頁)
- (5) 川出清彦『神社有職』(川出清彦先生喜寿祝賀刊行会・昭和五十四年・二四六頁)
- (6) 『古事類苑 服飾部』所引・九八三頁
- (7) 『有職故実大辞典』(鈴木敬三編・平成七年・六七〇頁)
- (8) 『有職故実大辞典』の項目では更に、史料における例として、『和名類聚抄』には「上裙・下裳」と別れると記され、『以呂波字類抄』では「裳」、「裙」、両者共に同一であると記されている旨が説明されている。鈴木敬三執筆項目。
- (9) 『延喜践祚大嘗祭式』には、郡の大領ないし少領の子女で、なおかつ未婚の者から卜定によって選ばれた事が記されている。
- (9) 前掲『有職故実大辞典』・鈴木敬三編・六七〇頁 鈴木敬三執筆項

- 目。
- (10) 前掲『神道大系 古典編十一』
座摩御巫は、『延喜臨時祭式』「座摩」条の記述より、国造の子女で七歳以上、結婚適齢期前の童女が務めていたと理解出来る。子良の年齢と重なる事より、同年代の童女が裳を着装していた例として扱えると思われる。
- (11) 増田美子『日本衣服史』（吉川弘文館・平成二十二年・三十五頁）
- (12) 森田佛「ヒレとオスイ」（『藝林』第五十六巻第二号・芸林会編・平成十九年）
- (13) 『神道大系 神宮編一』（神道大系編纂会編・昭和五十四年）
- (14) 前掲 鈴木正子「神宮年中行事にみる神宮装束」
- (15) 長久元年（一〇四〇）五月六日に、当時の神宮の斎王であつた良子内親王が「貝合せ」を催しており、その様子が『斎宮良子内親王貝合日記』（著者不明）に記されている。同史料の中で、子良は「裳・唐衣」を着装していた事が分かるが、形状は不明である。
- (16) 中川経雅著『太神宮儀式解』に、「袴のことを裳としるせし歟。」と説明されている。この見解より、『延暦儀式帳』に記された「明衣」の「裳」は平安期の引腰裳だけでなく、袴にも変遷したと考えられる。
- (17) 前掲 鈴木正子「神宮年中行事にみる神宮装束」
- (18) 江馬務『増訂日本服飾史要』（昭和十八年・六十七頁）
- (19) 前掲『有識故実大辞典』・五十七頁 鈴木敬三執筆項目。
- (20) 江馬務『江馬務著作集 第二巻』（中央公論社・昭和五十一年・七八頁）
- (21) 増田美子氏は、『落窪物語』巻一に記されている、姫を訪れている男性の装いに関する説明について検証を行い、十世紀後半の女性の裳は既に引裳になっていた事が理解出来ると述べている。（前掲 増田美子『日本衣服史』・一四四頁）
- (22) 『群書類従・第六輯 律令部公事部』（続群書類従完成会・昭和五十五年・六二三頁）
- (23) 奥野廣廣『戦国時代の宮廷生活』（続群書類従完成会・平成十六年・四十六頁）
- (24) 岩間宏富氏は、平安期以降に行われた子良の人員削減により、遷宮行事において大物忌の子良における奉仕が繁多となり、その対応として臨時の子良が多数奉仕していたと述べている。その臨時の子良たちの例として、『元享遷宮記』に記されている「大るこ」たちを挙げている。（岩間宏富「中世における神宮物忌の活動について」・『神道史研究』第四十九巻三号・平成十三年 参照）
- (25) 現代の賀茂祭に用いられている采女装束は、鳥居本幸代氏によれば後土御門天皇の御代、応仁の乱（文化二年・一四六七）前年を最後に途絶えていた大嘗祭を、貞享四年（一六八七）に再興した際に復活したものを基としてると述べている（鳥居本幸代「采女の装束」・『京都ノートルダム女子大学研究紀要』第三十四号・平成十六年）。応仁の乱により、それまでの宮中の采女装束は無くなったと考えられる。江馬務氏の述べる室町中期の采女装束は、応仁の乱より前に用いられていた装束であると言えよう。
- (26) 前掲 江馬務『江馬務著作集 第二巻』・一三四頁
- (27) 前掲 川出清彦『神社有職』・二四七頁
- (28) 檜崎久美子「神託を受けた女性の服飾表現」（『服飾文化学会誌』第九巻第一号・平成二十一年）
- (29) 内宮においては寛正三年（一四六二）～天正十三（一五八五）年の間、外宮においては永享六年（一四三四）～永祿六年（一五六三）の間、遷宮が中断された。
- (30) 明応期の遷宮について、中西正幸氏によれば、正殿朽損のためであり、遷宮にかかる諸経費は神宮自体による負担により許可の勅詔を賜

り挙行されたと述べている。(中西正幸『伊勢の遷宮』・国書刊行会・平成三年・一三二頁～一三三頁 参照)

(31) 荒木田守晨著『明応六年内宮臨時仮殿遷宮記』(明応六年・一四九七)「御出行事」条において禰宜、大内人、物忌父などは束帯ならびに明衣を着装した旨が記されている。従来の装束と変化が無いことが確認できる。

(32) 同日に「御遷宮御造宮御条目」が幕府より神宮に対して発布されている。